

平成 2 5 年度

財政健全化審査意見書

経営健全化審査意見書

仙北市監査委員

仙 発 監 第 6 7 号
平成 2 6 年 9 月 1 7 日

仙北市長 門 脇 光 浩 様

仙北市監査委員 戸 澤 正 隆

仙北市監査委員 小 田 嶋 忠

平成 2 5 年度財政健全化審査及び経営健全化審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定により審査に付された平成 2 5 年度健全化判断比率及び資金不足比率について審査したので、その結果について次のとおり意見書を提出します。

目 次

平成 2 5 年度 財政健全化審査意見書	1
第 1 審査の対象	1
第 2 審査の期間	1
第 3 審査の概要	1
第 4 審査の結果	1
(1) 総合意見	1
(2) 個別意見	1
(3) 是正改善を要する事項	2
平成 2 5 年度 経営健全化審査意見書	3
第 1 審査の対象	3
第 2 審査の期間	3
第 3 審査の概要	3
第 4 審査の結果	3
(1) 総合意見	3
(2) 個別意見	4
(3) 是正改善を要する事項	4

平成 2 5 年度 財政健全化審査意見書

第 1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下、「財政健全化法」という。）に定める、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下、「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類。

第 2 審査の期間

平成 2 6 年 8 月 2 5 日から平成 2 6 年 9 月 1 2 日まで

第 3 審査の概要

この財政健全化審査は、市長から審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第 4 審査の結果

（1）総合意見

審査に付された平成 2 5 年度の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

（単位：％）

健全化判断比率	平成 2 5 年度	平成 2 4 年度	早期健全化基準
①実質赤字比率	—	—	1 2 . 9 6
②連結実質赤字比率	—	—	1 7 . 9 6
③実質公債費比率	1 5 . 0	1 6 . 5	2 5 . 0
④将来負担比率	1 0 1 . 4	1 1 0 . 9	3 5 0 . 0

〔注〕実質赤字比率、連結実質赤字比率が発生していないため、「—」で表記。

（2）個別意見

① 実質赤字比率について

平成 2 5 年度の実質赤字比率は、平成 2 4 年度と同様、実質収支額が黒字であるため、実質赤字比率はマイナスとなっており、早期健全化基準の 12.96％を下回り良好な状態を示している。

② 連結実質赤字比率について

平成 2 5 年度の連結実質赤字比率は、市の全会計を合算した実質収支額・差引剰余額に赤字が生じていないため、連結実質赤字比率はマイナスとなってお

り、早期健全化基準の17.96%を下回り良好な状態を示している。

③ 実質公債費比率について

平成25年度の実質公債費比率は15.0%となっており、平成24年度の16.5%と比較すると1.5ポイント改善されている。早期健全化基準の25.0%と比較するとこれを下回っており基準内の状態を示している。

④ 将来負担比率について

平成25年度の将来負担比率は101.4%となっており、平成24年度の110.9%と比較すると9.5ポイント改善されている。早期健全化基準の350.0%と比較するとこれを下回っており基準内の状態を示している。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

平成25年度 経営健全化審査意見書

第1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下、「財政健全化法」という。）に定める、次の事業会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類。

- ①仙北市下水道事業特別会計
- ②仙北市集落排水事業特別会計
- ③仙北市浄化槽事業特別会計
- ④仙北市簡易水道事業特別会計
- ⑤仙北市病院事業会計
- ⑥仙北市温泉事業会計
- ⑦仙北市水道事業会計

第2 審査の期間

平成26年8月25日から平成26年9月12日まで

第3 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された平成25年度の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(単位：％)

会 計 の 名 称	資金不足比率		経営健全化基準
	平成25年度	平成24年度	
①仙北市下水道事業特別会計	－	－	20.0
②仙北市集落排水事業特別会計	－	－	20.0
③仙北市浄化槽事業特別会計	－	－	20.0
④仙北市簡易水道事業特別会計	－	－	20.0
⑤仙北市病院事業会計	4.6	1.5	20.0
⑥仙北市温泉事業会計	－	－	20.0
⑦仙北市水道事業会計	－	－	20.0

〔注〕資金不足比率について、資金不足が発生していない会計は「－」で表記。

(2) 個別意見

① 仙北市下水道事業特別会計

平成25年度の資金不足比率は、平成24年度と同様、実質収支額が黒字であるため発生していない。

② 仙北市集落排水事業特別会計

平成25年度の資金不足比率は、平成24年度と同様、実質収支額が黒字であるため発生していない。

③ 仙北市浄化槽事業特別会計

平成25年度の資金不足比率は、平成24年度と同様、実質収支額が黒字であるため発生していない。

④ 仙北市簡易水道事業特別会計

平成25年度の資金不足比率は、平成24年度と同様、実質収支額が黒字であるため発生していない。

⑤ 仙北市病院事業会計

仙北市の病院事業は田沢湖病院及び角館総合病院の2病院を経営し、それぞれが独立した経営形態をとっている。2病院に医療局を合わせた仙北市病院事業会計での平成25年度の資金不足比率は4.6%となっている。病院ごとの資金不足比率では、角館総合病院が▲6.5%で資金不足は生じていないが、田沢湖病院が39.9%で経営健全化基準の20.0%を超える資金不足が発生している。

⑥ 仙北市温泉事業会計

平成25年度の資金不足比率は、平成24年度と同様、差引剰余額が黒字であるため発生していない。

⑦ 仙北市水道事業会計

平成25年度の資金不足比率は、平成24年度と同様、差引剰余額が黒字であるため発生していない。

(3) 是正改善を要する事項

病院事業会計の資金不足比率は、前年度より3.1ポイント増加し4.6%となっている。経営健全化基準の20.0%未満ではあるが、資金不足の解消へ向け、より一層経営の健全化に努めていただきたい。